

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる オンライン資格確認について

令和3年10月よりマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認」が開始されました。

顔認証付きカードリーダーが設置された医療機関や薬局で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。利用するには、マイナポータル※から事前の申込が必要です。（現在ご利用の健康保険証はこれまでどおり使用できます）

申込方法・利用方法等は、政府広報のホームページをご覧ください。

詳しくは、[こちらをご覧ください。](#)

マイナンバーカードを健康保険証として使用できる医療機関は、厚生労働省のホームページで確認できます。利用できる医療機関や薬局は順次拡大されています。詳しくは、[こちらをご覧ください。](#)

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局などでネットワークを介して加入している医療保険をリアルタイムに確認できる仕組みのことです。

その他に下記のことが可能です。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ① 高額療養費の限度額情報 | } 医療機関などで確認するには、本人の同意が必要です |
| ② 特定健診情報 | |
| ③ 薬剤情報 | |

※マイナポータルについて

○健診結果を閲覧できます。令和2年度受診分以降、受診月の翌々月から。

○医療費通知情報を閲覧できます。令和3年9月診療分以降、受診月の翌々月から。

詳しくは、[こちらをご覧ください。](#)